

かいせい No18 農業委員会だより

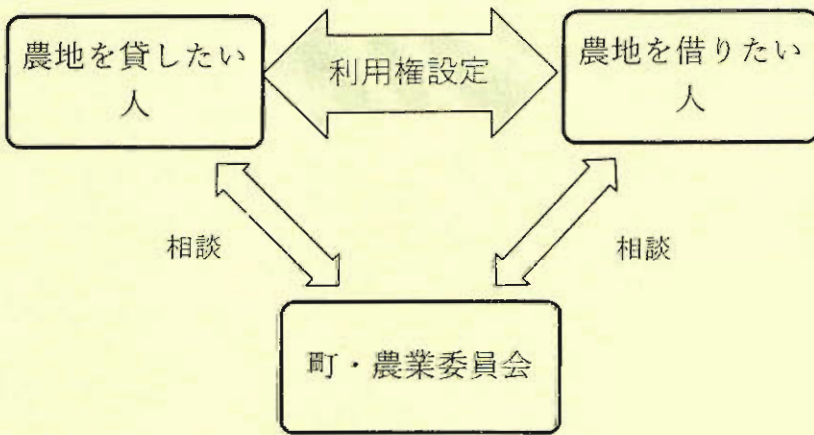


平成30年12月発行
編集・発行
開成町農業委員会
(0465)-84-0317
広報委員
松下 彰 (宮台)
加藤誠一 (金井島)
小野博文 (中家村)

高齢で農作業ができない 農業後継者がいない 田んぼだけ誰かに任せたい

市街化調整区域の農地を貸したい人は、

利用権設定を活用しましょう



貸したい人の メリット

- 契約期間終了後、農地はお手元に戻ります

借りたい人の メリット

- 長期間借りられるので経営が安定

【利用権設定とは】

農業経営基盤強化促進法に基づき、耕作を目的とした賃借権の設定のことです。農地法第3条の許可を得て行われる農地の貸し借りに比べて、簡単に言うことができます。また利用権設定による貸し借りは、あらかじめ借り手と貸し手とが設定した期間が満了した場合、自動的に権利が消滅し、農地は必ず所有者に戻ってくるため、安心して貸し出すことができます。

【対象となる農地】

市街化調整区域の農地

【借りる方の要件】

① 既に所有している農地と借りる農地をすべて耕作すること。

② 借りる農地を効率的に利用し耕作すると認められること。

③ 年間百五十日以上農作業に従事すること。

【問い合わせ】 開成町産業振興課 (農業委員会)

農業者年金

で老後の備えを！



3つの要件を満たせばどなたでも加入できます

- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 60歳未満
- ③ 年間60日以上農業に従事

農業者年金は、農業者に大きなメリットのある年金制度で、右記3つの要件全てを満たしていれば加入できます。農地を所有していなくても、農業経営者ではない方も、

も加入要件を満たしていれば加入できます。

保険料は月二万円から六万七千円の間で設定できます。

積立式の年金ですので経営状況に合わせて保険料を見直すことができます。

また、要件を満たしている担い手には、国から保険料の補助があります。さらに支払った保険料の全額が、社会保険料控除の対象になります。詳しくは農業委員会までお問い合わせください。

保険料の国庫補助対象者と補助額

| 区分 | 必要な要件 | 国庫補助額 | |
|----|--|-----------------|----------------|
| | | 35歳未満 | 35歳以上 |
| 1 | 認定農業者で青色申告者 | 10,000円 (5割) | 6,000円 (3割) |
| 2 | 認定就農者で青色申告者 | 10,000円 (5割) | 6,000円 (3割) |
| 3 | 区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者(注) | 10,000円 (5割) | 6,000円 (3割) |
| 4 | 認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者 | 6,000円 (3割) | 4,000円 (2割) |
| 5 | 35歳まで(25歳未満の場合は10年以上)に区分1の者となることを約束した後継者(注) | 6,000円 (3割) | - |

◎ 保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

水路に刈草を流さないで

水路に刈草が流れると、水路が詰まって下流の農家の水利用に支障をきたすほか、滞留してその上にごみが溜るなど、川を汚す原因の一つにもなっています。また下流区域での溢水の原因となりますので、「水路にできるだけ刈草を流さない」よう、ご協力をお願いします。

